講習の時間数等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第九十五号）

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則において使用する用語の例による。

（資格講習の時間数）

第一条の二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習（次条において「第一種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

資格講習の課目	時間数
一　放射線の基本的な安全管理に関する課目	七時間
二　放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いの実務に	八時間

関する課目		
三　使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目	三時間	
四　放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目	十二時間	

2　法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者講習（次条において「第二種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

資格講習の課目	時間数
一　放射線の基本的な安全管理に関する課目	四時間

二	放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いの実務に関する課目	五時間
三	使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理の実務に関する課目	二時間
四	放射線の量の測定の実務に関する課目	七時間

3　法第三十五条第四項の第三種放射線取扱主任者講習（次条において「第三種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

資格講習の課目	時間数
一　法に関する課目	二時間
二　放射線及び放射性同位元素の概論	一時間三十分

三	放射線の人体に与える影響に関する課目	一時間三十分
四	放射線の基本的な安全管理に関する課目	二時間
五	放射線の量の測定及びその実務に関する課目	三時間

（修了試験）

第二条　第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習においては、修了試験を行うものとする。

（定期講習の時間数）

第三条　密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六条の二第一項の定期講習（本条において「定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間
二　密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあっては放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあっては放射線発生装置及び放射化物の取扱いに関する課目	一時間三十分
三　使用施設等の安全管理に関する課目	一時間三十分
四　放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

2　放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（第一項に規定する放

射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間
二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目	一時間
三　使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目	一時間
四　放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

3　届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上

欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間
二　放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

4　許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間

二　放射性同位元素及び放射性汚染物の取扱いに関する課目	一時間
三　廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目	一時間
四　放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間

附　則

この告示は、公布の日から施行する。